

## 「棚卸資産の評価原則に関する会計基準（案）」に関するコメント

2006年5月29日  
（社）日本経済団体連合会  
経 済 本 部

### 1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準

第12項で「複数の棚卸資産を一括りとした単位で行う方が明らかに投資の成果を適切に示すことができると判断される」とされているが、「複数の棚卸資産を一括りとした単位で行うことが適切と判断される」とするなど、より弾力的な取扱いにしていただきたい。また、これに合わせ、第54項についても変更いただきたい。

### 2. 適用時期

棚卸資産の評価を行う単位が多数存在している企業や、多数の子会社・関連会社をグループ内に有し、会計システムや管理体制が連携して構築されている企業体もある。このような状況下で、本会計基準に適切に対応するためには、企業または企業体において、基本方針の策定、システム開発、実務の仕組みの構築、子会社・関連会社への指導等、多大な工数が必要となる。また、仮に税法との乖離の解消が図られない場合には、二重管理（会計上の金額及び税務上の金額）を行うためのシステム開発等の準備を行うことになる。したがって、本会計基準の適用が強制される時期は、早くとも平成20年4月1日以後開始する事業年度にしていただきたい。

### 3. 開示

(1) 現在、棚卸資産の評価基準は会計方針として記載を行っているが、原価法が認められなくなった場合、評価基準の記載は不要になるという理解でよいか確認したい。

(2) 洗替え法と切放し法のどちらを選択しているかについての記載は要しないということによいか確認したい。

### 4. 法人税との調整

本会計基準による会計処理が税務上もそのまま認められるよう、関係者との調整を行っていただきたい。

以 上